

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 4 年 2 月 定 例 会 会 議 録				
1 日 時	令和4年2月17日(木) 午後2時00分から2時53分まで			
2 場 所	北本市役所 会議室3-F			
3 教育長の氏名	神子修一			
4 出席した委員の氏名	一	委員 大保木道子	二	委員 安田美詠子
	三	委員 久保田篤正	四	委員 加藤潤一
	五	委員 若山晋		
5 欠席した委員の氏名				
6 説明のため出席した職員	大竹教育部長、櫻井教育総務課長、和泉学校教育課長、山下学校教育課副課長、柳井生涯学習課長、吉田文化財保護課長			
議案及び報告件名	議 事 の 大 要			
1 開会の宣言	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会2月定例会を開会する。			
2 会議録の承認について	<p>神子教育長： 令和4年北本市教育委員会1月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。</p> <p>— 各委員、特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 令和4年北本市教育委員会1月定例会の議事録については、承認としてよろしいか。</p> <p>— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 令和4年北本市教育委員会1月定例会の議事録は、承認する。</p>			
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、1番の大保木委員にお願いする。			
4 議事の取扱いの発議	<p>神子教育長： 本日の案件は、報告事項が1件、議案が7件の計8件である。なお、本日の教委議案第7号につきましては議会に関する案件、議案第8号につきましては人事に関する案件、議案第9号につきましては個人情報扱う案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。</p> <p>— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第7号から第9号については、「非公開」審議とする。</p>			

<p>5 報告事項 (1) 教委報告第8号「教育長の決裁処分」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第8号「教育長の決裁処分」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委報告第8号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第8号について、質疑はあるか。</p> <p>若山委員： 北本さくらウォーク2022について、参加予定者500人に対して、収支予算の参加費は450人で記載されているが、どのようなことか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 収入面で赤字とならないように、収入では実際の参加人数で見込んで計算している。</p> <p>神子教育長： 教委報告第8号について、他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第8号については、了承とする。</p>
<p>6 審議案件 (公開審議) (2) 教委議案第3号「北本市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」について</p>	<p>神子教育長： 議案審議に入る。</p> <p>神子教育長： それでは、教委議案第3号「北本市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」について、教育総務課よりお願いします。</p> <p>櫻井教育総務課長： (教委議案第3号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第3号について、質疑はあるか。</p> <p>安田委員： 名称は、市民活動交流センターか。</p> <p>事務局： 名称を含めた、最終的な規則の文言については、今後総務課と調整させていただく予定。</p> <p>神子教育長： 教委議案第3号について、他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第3号については、可決とする。</p>
<p>(3) 教委議案第4号「北本市立</p>	<p>神子教育長： 続いて、教委議案第4号「北本市立小・中学校職員服務規程の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p>

<p>小・中学校職員          服務規程の一          部改正につい          て」について</p>	<p>する。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委議案第4号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第4号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第4号については、可決とする。</p>
<p>(4) 教委議案第          5号「特別職の          職員で非常勤          のものの報酬          及び費用弁償          に関する条例          の一部改正に          ついて」及び教          委議案第6号          「北本市立学          校の学校医、学          校歯科医及び          学校薬剤師設          置規則の一部          改正について」          について</p>	<p>神子教育長： 続いて、教委議案第5号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」について及び教委議案第6号「北本市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置規則の一部改正について」については、関連があるため一括して学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委議案第5号及び教委議案第6号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第5号及び教委議案第6号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 北本市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置規則の中に年齢の上限は選任時において75歳とするとされているが、以前75歳を超える人が選任されていたと思うが、どういふことか。</p> <p>和泉学校教育課長： 現在、選任時には75歳以下である方を選任している。</p> <p>安田委員： 年齢の上限は選任時に75歳とするとされているが、これは学校医、学校歯科医、学校薬剤師の全てか。</p> <p>和泉学校教育課長： そのとおりであるが、特別の必要があると認める場合はこの限りでないとされ、医師会、歯科医師会、薬剤師会からの推薦をいただく場合は、特別の必要があるとしている。</p> <p>安田委員： 毎年選任しているが、毎年選任時に75歳以下である方を選任している、ただし特別の必要がある場合は除くといふことか。</p> <p>和泉学校教育課長： そのとおりである。</p> <p>神子教育長： 教委議案第5号及び教委議案第6号について、他に質疑はあるか。</p>

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委議案第5号及び教委議案第6号については、可決とする。

6 審議案件  
(非公開審議)

神子教育長： 非公開審議に入る。

(5) 教委議案第7号「令和4年度予算案に関する意見の聴取について」について

神子教育長： それでは、教委議案第7号「令和4年度予算案に関する意見の聴取について」について、教育部長よりお願いする。

教育部長： (教委議案第7号の説明)

神子教育長： 教委議案第7号について、質疑はあるか。

大保木委員： 社会教育費については令和3年度と令和4年度でほとんど変化がない。

公民館に行くところを直して欲しい旨の話が出るが、修繕料等の予算は入っているのか。

柳井生涯学習課長： 公民館等の修繕については、必要な個所についてリストアップして予算計上を行ったが、様々な事情により安全確保に関するものから実施することになった。

予算にも修繕費が含まれているが、全てを実施することは難しい。

久保田委員： (仮称)市民活動交流センター整備事業の1,404万8千円の経費は社会教育費に含まれているのか。

また、令和4年度に基本設計及び実施設計を行うとされているが、文化財資料室が移転することを踏まえた設計になるのか。

柳井生涯学習課長： こちらの(仮称)市民活動交流センター整備事業については、勤労福祉センターとコミュニティセンターを移転して複合施設とする改修事業であり、文化財資料室の移転とは違う。

吉田文化財保護課長： 文化財資料室の移転については、今のところ市内の小学校の空き教室に移転することを検討しているが、文化財資料室全体の移転は難しく、作業スペースの移転を検討している。

神子教育長： 教委議案第7号について、他に質疑はあるか。

— 特に意見なし —

	<p>神子教育長： 教委議案第7号については、可決とする。</p> <p>神子教育長： 続いて、教委議案第8号に入る。 議案に関係のない職員の退席を求める。</p> <p style="text-align: center;">— 関係のない職員、退席 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第8号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委議案第8号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第8号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第8号については、可決とする。</p>
<p>(6) 教委議案第8号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」について</p>	<p>神子教育長： 続いて、教委議案第9号「学校運営協議会委員について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委議案第9号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第9号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第9号については、可決とする。</p> <p style="text-align: center;">— 職員、入室 —</p>
<p>7 その他</p>	<p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>和泉学校教育課長： (現在の感染状況に係る市教育委員会としての対応についての確認について)</p> <p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p> <p>吉田文化財保護課長： (北本市郷土芸能大会の中止について)</p> <p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p>

<p>8 閉会の宣言</p>	<p>山下学校教育副課長： （北本市教育委員会告辞について）</p> <p>神子教育長： 他に連絡事項はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特になし —</p> <p>神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会2月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p style="text-align: center;">令和4年3月23日</p> <p style="text-align: center;">教育長 <u>神子 修一</u></p> <p style="text-align: center;">署名委員 <u>大保木 道子</u></p> <p style="text-align: center;">書 記 <u>落合 元</u></p>